

オーストラリア、汚染防止法を厳格化

Australia toughens pollution laws

オーストラリアは、船舶油濁に対して新たな罪を設けて、責任の範囲を拡大しています。

過去のGard Newsで取り上げたように¹、昨今、オーストラリアの海域において、大きく報道された重大な汚染事故が多数発生しています（2009年3月に発生した香港籍の一般貨物船PACIFIC ADVENTURER号が関係した事故、2010年4月に発生した中国のばら積み貨物船SHEN NENG号が関係した事故など）。これを受けて、オーストラリア海洋安全局（AMSA）は法令の見直しを行い、2011年海事法改正法（Maritime Legislation Amendment Act 2011）が2011年12月4日から6日にかけて施行されました。

同法は、2011年9月にアルバニーズ大臣が発表した海運業界改革の実施に向けて、連邦政府が講じた最初の措置に当たります。同法は、航海法（Navigation Act）と海洋保護法（Protection of the Sea Act）を改正したものであり、船舶油濁に対して新たな罪を設けて、より広範囲の責任当事者が対象となるように責任範囲を拡大したものです。同法は、汚染犯罪に係る罰金の大幅な引き上げも行っています。

海洋保護法の改正

海洋保護法の改正は、グレートバリアリーフ海洋公園で適用される規制の枠組みなど、規制を他のコモンウェルス諸国や各国の法令にさらに合致させることを目的としています。同法の主な変更点は以下のとおりです。

- 船舶からオーストラリアの排他的経済水域（EEZ）への油、油性混合物または油性残留物の排出に関する犯罪について、用船者、おそらくは定期用船者、航海用船者および裸用

船者のほか、船舶の船長および船主も対象となるように責任が拡大されています。船主は、個人的に責任を負い、刑事手続きの対象となる場合があります。同法に基づいて認められる抗弁（船舶の安全性の確保や海上での人命救助を目的とした排出など）は、用船者も含むように拡大されました。

– 罰金が大幅に引き上げられました。法人の罰金最高額は、110万オーストラリアドルから1,100万オーストラリアドルに、個人の罰金最高額は、22万オーストラリアドルから220万オーストラリアドルに引き上げられました²。また、改正により、罪に関する規定は、グレートバリアリーフ海洋公園法に合致することになります（すなわち、1年間の最高罰金額がこれまでの2,000ペナルティ・ユニットから20,000ペナルティ・ユニットになります）。

航海法の改正

航海法は、船舶の安全性と海洋環境の保護をはじめとする海事問題を規制する法令の中でも特に重要なものです。しかし、同法は古い法令であるため、最新の草案作成基準を反映して、簡素化と、平易な文言での書き直しが施されました。同法の主な変更点は以下のとおりです。

- 船舶の船長は、オーストラリアの海域またはオーストラリア外の公海において、海洋環境への汚染や環境の破壊を起こすように、不注意や無謀な方法で船舶を航行させないようにしなければなりません。違反した結果、海洋環境に深刻な被害をもたらしたり、もたらすおそれが生じた場合には、相当な額の罰金が科せられます。法人が有罪と認められた場合、課される罰金の上限は最高330万オーストラリアドルです。また、当該規定に違反したと認

¹ Gard News202号「Australia – Tougher penalties for Queensland environmental offences (オーストラリア-クイーンズランド州環境保護法違反に対する罰金を強化)」を参照してください。

² 2012年2月現在、1オーストラリアドル=1.06米ドル

められた船長に対する罰金の上限は、66万6,000オーストラリアドルです。

-改正では、グレートバリアリーフなどの所定の地域への船舶の移動に関し、船舶の船長に対して、報告義務を課しています。義務付けられたとおりの報告を怠った場合、その損害について、船長は必ず個人的に責任を負うことになります。つまり、船長の精神状態や過失の程度を証明する必要はなく、船長に刑事責任を課することができるということです。検事は、意図、知識、無謀さまたは過失を証明する必要はないのです。裁判所は、刑事訴追に加えて、より高額の罰金を科す「民事制裁金命令」を出すことができるようになりました。

まとめ

2011年海事法改正法に基づく改正は、極めて重要なものであり、オーストラリアの海域で航行する個人と法人（特に用船者）がさらされるリスクの度合いを大きく高めるものです。罰金が大幅に引き上げられる（民事、刑事とも）と同時に、用船者も対象となるように、責任範囲が拡大されています。さらに、船長には、所定の地域における船舶の移動について、報告義務が課されました。また、不注意や無謀な方法で船舶を航行させないようにする義務も課されています。

これら以外にも、公布済みあるいは間もなく公布される予定の法案があります。連邦政府は、2012年7月1日までにすべての海運改革法案を完全実施することを目指しています。